

プロジェクト	実務対応 仮想通貨に係る会計上の取扱い
項目	公開草案に寄せられたコメントとそれらに対する対応案

本資料の目的

1. 企業会計基準委員会は、平成 29 年 12 月 6 日に実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い(案)」(以下「本公開草案」という。)の公表を行った。本公開草案に対するコメント期間は 2 か月であり平成 30 年 2 月 6 日に締め切られた。本公開草案に対しては、10 通のコメント・レターが寄せられた。本資料は、本公開草案に対するコメントとその対応案である。

以 上

実務対応報告公開草案第 53 号

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」に対するコメント

1. コメントの対象となる公表物の名称及び公表時期

実務対応報告公開草案第 53 号「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い（案）」（以下「本公開草案」という。）
（平成 29 年 12 月 6 日公表）

2. コメント募集期間

平成 29 年 12 月 6 日～平成 30 年 2 月 6 日

4. コメント提出者一覧

[団体等]

	団 体 名
CL1	株式会社ビットアルゴ取引所東京
CL2	一般社団法人 日本経済団体連合会
CL3	有限責任 あずさ監査法人
CL4	日本公認会計士協会
CL5	新日本有限責任監査法人
CL6	有限責任監査法人トーマツ
CL7	宝印刷グループ 株式会社ディスクロージャー&IR 総合研究所
CL8	株式会社三菱東京 UFJ 銀行

[個人（敬称略）]

	氏名・所属等（記載のあるもののみ）
CL9	保木 健次
CL10	星野 光城

5. 主なコメントの概要とその対応

以下は、主なコメントの概要と企業会計基準委員会（以下「委員会」という。）のそれらに対する対応です。
 「コメントの概要」には主なものを記載していますが、以下に記載されていないコメントについても、委員会で分析を行っています。
 また、以下の「コメントの概要」には、文章表現に関するものについては、記載していません。

(団体等)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応（案）
（質問1）仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理		
（全体を支持するコメント）		
1) 提案内容に同意する。	本公開草案の提案に同意する。	
（本実務対応報告の適用範囲に関するコメント）		
2) 発行会社が発行した仮想通貨と法定通貨との交換を保証する場合の当該仮想通貨は、本実務対応報告の範囲から除外すべきである。	<p>本公開草案は発行業者の会計処理を定めるものではないと理解しているが、仮想通貨交換業者は発行会社を兼ねることが有りうる。</p> <p>上記を前提に、昨今の新聞報道等によると、仮想通貨の発行時に負債計上する会計処理がある模様だが、例えば仮想通貨の発行時に、将来に渡り法定通貨と交換することを保証することから、受入対価と同額の負債を計上し、かつ期末において計上し続ける場合、本公開草案第14項に従うと、自己の発行する仮想通貨を預かった際、同一の取引相手に対し仮想通貨の価値を越える負債を計上することとなるため、合理的でないと考える。</p> <p>上記問題点を解消するため、以下のような改訂を検討頂きたい。</p> <p>【改訂案】</p> <p>本公開草案第3項に下線を追加。</p> <p>本実務対応報告は、資金決済法に規定するすべての仮想通貨を対象とする。</p> <p><u>ただし、発行会社（交換業者を兼ねる場合を含む）が将来に渡り発行した仮想通貨と法定通貨を交換することを保証しているため、発行に係る負債を計上し続ける場合の、発行</u></p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	会社における当該発行した仮想通貨の会計処理は除く。	
(期末における仮想通貨の評価に関する会計処理に関するコメント)		
3) 仮想通貨が決済手段として使用される場合も踏まえ、活発な市場が存在する仮想通貨に係る会計処理の根拠をより明確にすべきである。	<p>本公開草案の仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理に関する提案に基本的には同意する。ただし、活発な市場が存在する仮想通貨に係る会計処理の根拠をより明確にして頂きたい。</p> <p>(理由)</p> <p>仮想通貨利用者において、仮想通貨を決済手段として利用するケースでは、必ずしも利益を得ることを目的として保有しないことが考えられる。このため、このケースでも、活発な市場が存在する場合、利益を得ることを目的として保有するものと同様に、時価評価したうえで評価差額を損益で処理することが適切とするのであれば、その旨、その理由及び評価損益の性質などを結論の背景に追加して記載していただきたい。</p>	
4) 「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」の取扱いを明確にすべきである。	<p>本公開草案第6項に記載の「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」の定義について、「時価」との関係を含めて明確にすべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>用語の定義(本公開草案第4項)において、「時価」「市場価額」については明確にされているものの、「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」については記載がなく、概念が不明確である。「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」は棚卸資産の評価に関する会計基準から取られたものと思われるが、「時価」との関係が不明確であり、測定における「処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)」の位置付けを体系的に整理する必要があると考えられる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>活発な市場が存在しない仮想通貨の帳簿価額を切り下げるに当たって使用される「処分見込価額」として、どのようなものが想定されているのか、ガイダンスを含めるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>活発な市場が存在しない仮想通貨については、取得原価をもって貸借対照表価額とし、処分見込価額(ゼロ又は備忘価額を含む。)が取得原価を下回る場合には、処分見込価額まで帳簿価額を切り下げ、差額を損失として処理することが提案されている(本公開草案第6項及び第42項)。</p> <p>本公開草案第42項では、「処分見込価額」として、具体的には「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もることとし、「資金の回収が確実に見込まれる価額」を見積もる例として、第三者により価値が保証されているケースを挙げている。しかしながら、第三者が仮想通貨の価値を保証するケースは考え難いことから、「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能となるケースが極めて限定的であると解釈され、その結果、ゼロ又は備忘価額への切下げが広く実施されることを懸念する。</p> <p>第三者による保証がなくとも、市場での換金が確実に見込まれ、よって「資金の回収が確実に見込まれる価額」の見積りが可能なケースは存在する。活発な市場が存在しない仮</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>想通貨全てについて、ゼロ又は備忘価額を処分見込価額としなければならないと解釈されることを避けるため、「処分見込価額」とは何かを明確にするためのガイダンスを提供すべきである。少なくとも、本公開草案第 42 項における「第三者によりその価値を保証されていること等により」の部分は削除すべきである。</p>	
<p>5) 活発な市場が存在しない仮想通貨が、処分見込価額としてゼロ又は備忘価額で評価されることは必ずしも適切ではないと考えられるため、記述を修正すべきである。</p>	<p>本公開草案第 42 項において、具体的な処分見込価額の算定にあたっては、期末日における処分を前提として、第三者によりその価値を保証されていること等により資金の回収が確実に見込まれる価額を見積ることが困難な場合にはゼロ又は備忘価額を処分見込価額とすることになると考えられるとされている。</p> <p>仮想通貨の保有にあたって、第三者がその価値を保証することは通常想定されないことから、上記記載によると、活発な市場が存在しない仮想通貨の期末評価額は多くの場合ゼロ又は備忘価額となると考えられる。しかし、活発な市場が存在しない仮想通貨を購入した場合、取得後直ちに損失を認識することは企業の経営成績や財政状態を必ずしも適切に反映することにはならないと考えられる。</p> <p>このため、本公開草案 第 42 項における上記記載を削除すべきかについて検討を行う必要があると考える。</p>	
<p>(活発な市場の判断規準に関するコメント)</p>		

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>6) 活発な市場が存在するかどうかの判断にあたっては、国際的な会計基準におけるガイダンスが参考になる旨を示すことが有用と考えられる。</p>	<p>本公開草案第8項では、継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている場合、活発な市場が存在するとされている。</p> <p>本公開草案では、活発な市場が存在するか否かによって異なる会計処理を定めているため、「活発な市場」が存在するか否かの判断規準は極めて重要と考えられる。他方、本公開草案では、個々の仮想通貨の実態に応じて「継続的に価格情報が提供される程度に仮想通貨取引所又は仮想通貨販売所において十分な数量及び頻度で取引が行われている」か否かの判断を行うとしているものの、詳細(例えば、「継続的に」とはどの程度を指すかや「価格情報」に売買実績のない気配値も含まれるか否か)について明らかにされていない。</p> <p>本公開草案第46項では、その開発にあたっては、国際的な会計基準を参考にした旨が説明されている。このため、仮想通貨の時価評価の実務を統合的にする観点からは、実務における「活発な市場が存在するか」否かの判断にあたっては、当面、当該定義の開発にあたって参考とした会計基準におけるガイダンス(具体的には、IFRS第13号「公正価値測定」で示されているガイダンス(B37項、B38項)等がこれに該当することが想定される。)を参考にすることが考えられる旨について、結論の背景やコメント対応表等において示すことが有用と考えられる。</p>	
<p>(活発な市場が存在する仮想通貨の市場価格に関するコメント)</p>		
<p>7) 「公正な評価額」の定義について、具体的</p>	<p>本公開草案第10項については、仮想通貨交換業者自身が「公正な評価額」であることを証明しなければならない解釈ができると思量する。一方で、基準上は明確には「公正な」を定義しておらず、本公開草案第4項(6)からは、形態上第三者取引であれば容認され</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>な表現または具体的な条件の例示を含めることを検討していただきたい。</p>	<p>ると解される。しかし、仮想通貨の取引の場合、流動性が乏しい通貨も多々あり、本規定のレベルで実務の判断に委ねられてしまうのは、少々、厳しいと思量する。</p> <p>そのため、もう少し具体的な表現乃至具体的な条件の例示を「公正な評価額」の定義に含めて頂けるよう検討していただきたい。</p>	
<p>(質問2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理</p>		
<p>(全体を支持するコメント)</p>		
<p>8) 本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>本公開草案の提案に同意する。</p>	
<p>(質問3) 表示及び注記事項に関するコメント</p>		
<p>(全体を支持するコメント)</p>		
<p>9) 本公開草案の提案に同意する。</p>	<p>本公開草案の提案に同意する。</p>	
<p>(表示に関するコメント)</p>		
<p>10) 貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表</p>	<p>本公開草案の開示に関する提案に、基本的には同意する。ただし、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めていただきたい。</p> <p>(理由)</p> <p>本公開草案において、仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者は、仮想通貨の性質が明確になっていない中でその保有目的にかかわらず、活発な市場が存在するかどうかによ</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
示区分を定めるべきである。	り会計処理を決定していることや、仮想通貨を外国通貨、金融資産、棚卸資産及び無形固定資産のいずれにも該当しないと整理していることを踏まえると、実務において判断に迷うことがないように、貸借対照表、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書における表示区分を定めるべきと考える。	
11) 期末の評価損益について、損益計算書における計上区分を検討すべきである。	期末における仮想通貨の評価により、帳簿価額との差額が生じ当期の損益として処理する場合には、仮想通貨交換業者と仮想通貨利用者の別や、仮想通貨の保有目的に応じた損益計算書における計上区分を規定することについて検討してはどうか。	
(注記事項に関するコメント)		
12) 将来的に仮想通貨の状況が変化した場合には、本実務対応報告を見直す際に、注記事項は他の会計基準との整合性を踏まえるべきであ	仮想通貨の残高が総資産に占める割合が重要ではない場合は注記不要という整理になっており(本公開草案第17項)、現時点では実務上の負担は特段発生しないと考える。 ただし、将来的に、仮想通貨決済が一般的になり、仮想通貨が現金と同様の位置づけになった場合に本注記の可否を改めて検討する際には、現在、外国通貨の内訳の注記を求めていること等、他の開示との整合性も踏まえていただきたい。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>る。</p> <p>13) 仮想通貨に対する企業の取組方針、リスク管理体制等について注記を求めることとしてはどうか。</p>	<p>金融商品に関する注記と同様、仮想通貨に対する企業の取組方針、仮想通貨に係るリスク、仮想通貨に係るリスク管理体制について、仮想通貨の貸借対照表価額に重要性が乏しい場合を除き、注記を求めることとしてはどうか。</p> <p>(理由)</p> <p>仮想通貨の保有目的や経済的な実質は金融資産とほぼ同様と考えられることや、仮想通貨の貸借対照表価額が重要な場合においては、仮想通貨に対する企業の取組方針等を投資家が理解することが、企業の将来予測として有益であると考えられるため。</p>	
<p>(質問4) その他</p>		
<p>14) 本実務対応報告において取り扱っていない会計処理についても、追加的に取扱いを規定すべきである。</p>	<p>今回の実務対応報告において追加的に定めるべき会計処理として、以下の3項目について、今回の実務対応報告において取扱いを示すべきである。</p> <p>① 仮想通貨利用者が、物品やサービスの対価を支払うための手段として仮想通貨を使用した場合の会計処理</p> <p>② 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、分裂した仮想通貨を取得した際の取得原価の算定方法</p> <p>③ 仮想通貨交換業者及び仮想通貨利用者が、外貨ペアの仮想通貨(例えばビットコイン/ドルのように仮想通貨の価格が外国通貨で表示されるもの)を取得した場合の換算方法</p> <p>(理由)</p> <p>① 資金決済法における仮想通貨の定義からは、物品やサービスを得る対価を支払うために企業が仮想通貨を使用することが想定される。本公開草案において、保有する仮</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
	<p>仮想通貨の期末評価については定めがあるものの、仮想通貨を対価の支払に使用した場合の扱いが含まれていないため、支払手段として使用した際に損益を計上するのかどうか等を明確にすべきである。</p> <p>② 今後も、仮想通貨のコミュニティ内における意見の相違から分裂が起こることが想定されるため、分裂時の取得原価の算定方法を定めるべきである。</p> <p>③ 本公開草案においては、外貨ペアの仮想通貨を取得した場合の換算方法について、定めが存在しない。貨幣項目と同様の換算方法とするかどうかを明確に定めるべきである。</p>	
<p>15) 仮想通貨の分裂に関する会計処理を、中長期的な課題として認識すべきである。</p>	<p>本公開草案では、資金決済法に規定する仮想通貨の会計処理について広く定めているが、仮想通貨の分裂に関する会計処理については言及がない。</p> <p>仮想通貨の分裂(分岐)の取扱いについては、所得税法上の取扱いが国税庁より示されているが、これに関する会計上の取扱い(例えば、分裂後の仮想通貨の取得価額を分裂時点の市場価格を基礎とすべきかや売却損益算定にあたっての簿価通算/簿価分離の考え方等)は明確でなく、当該会計処理が明確でないことにより、実務での考え方が不整合になることが危惧される。</p> <p>このため、仮想通貨の分裂に関する会計処理について、中長期的な課題として認識することが望まれる。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
<p>16) ICOに関する会計処理の明確化を中長期的な課題として認識すべきである。</p>	<p>最近、所謂イニシャル・コイン・オファリング(ICO)と呼称される手段による資金調達の件数が増えてきているとの報道がなされている。</p> <p>ICOは多額の資金調達を可能とするスキームであることから、今後、ICOの仕組みが十分に整理されるとともに関連規制が整備され、その取扱いが明確化された場合には、当該スキームを利用して資金調達を行う企業の財務諸表の有用性を確保する観点から、発行者/販売者側の会計処理を明らかにすることが必要と考える。このため、ICOの発行/販売者の会計処理の明確化を中長期的な課題として認識することが望まれる。</p> <p>今後の課題として、いわゆるICO(Initial Coin Offering)に関する会計上の取扱いについて検討すべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>ICOによるトークン発行が増加しており、発行されたトークンが仮想通貨に該当するケースも生じている。本公開草案では、当面の取扱いとして、必要最小限の項目について実務上の取扱いを定めることに同意するものの、一部の企業において既にICOによる資金調達が行われており、その実施を検討している企業も一定程度ある中、貸方科目の会計処理について議論になることが懸念される。このため、今後の法的な取扱いや規制等の整備の動向も踏まえつつ、ICOによる資金調達の会計上の取扱いについて検討を行っていくことが必要であると考えられる。</p>	

(個人)

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
(質問1) 仮想通貨交換業者又は仮想通貨利用者が保有する仮想通貨の会計処理 (質問2) 仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨の会計処理 (質問3) 表示及び注記事項に関するコメント		
(全体として支持しないコメント)		
17) 本公開草案の提案を支持しない。	同意しかねる。理由については、質問4への回答にまとめている。	
(質問4) その他		
18) 会計上の判断に従って法律適用の判断がなされる懸念がある。	<p>本公開草案第24項に関して、例えば、自称他称を問わず仮想通貨と呼ばれてはいるが、経済実体として「ポイント」の会計処理が適用されるべきものについては、資金決済法の対象とならないという理解でよいのか。また、会計上の判断に従って法律適用の判断がなされる性質のものが、仮想通貨となりうるという理解でよいのか。</p> <p>会計上の判断に従って法律適用の判断がなされる性質のものが、仮想通貨となりうる場合、</p> <p>A. 資金決済法上の規定をそのまま適用できる仮想通貨</p> <p>B. 取引が実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨</p> <p>以上2通りの仮想通貨が存在することとなると考えられる。</p> <p>Bにおいては、会計上の判断によって仮想通貨と判定される余地が存在し、その場合判断の順序が会計、法律、会計と循環する流れとなるが、その点について問題はないのか。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
19) 仮想通貨の売買等について、他の一般的な売買と同一の考え方を適用することが適切かどうかについて再検討する必要がある。	本公開草案第26項の指摘の通り、仮想通貨に対して財産権を認めるか否かについて明らかでないことから、現在行われている仮想通貨の売買・換金に関する一連の行為について、他の一般的な売買と同一の考え方を適用することが適切かどうかについて再度検討する必要があると思われる。	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
20) 資金決済法上の仮想通貨に該当するかどうかの結論が出揃っていない以上、基準の設定について慎重な対応が必要と考える。	<p>現在の仮想通貨販売所ないし取引所が取り扱っている仮想通貨の諸々が、資金決済法上の仮想通貨ではないという見解が万が一公的に確認された場合、大きな混乱が生じることは想像に難くない。</p> <p>もちろん、現存するメジャーな仮想通貨とされているものが、資金決済法上の仮想通貨である前提で、広く利用されているものと思われるが、具体的かつ詳細な検討の結果に対する結論が出揃っていない以上、基準の設定について慎重な対応が必要と考える。</p>	
21) 仮想通貨が無形固定資産として会計処理されることが適切な場合もありうると思われる。	<p>本公開草案第31項に関して、仮想通貨を無形固定資産として会計処理することも適当ではないと考えられることにつき、同意しかねる。対象となる仮想通貨が、資金決済法通りの性質を有するのであれば、無形固定資産として会計処理することが適当な場合もありうると思われる。</p> <p>国際的な会計基準上で想定されていないとしても、仮想通貨取引が、無形固定資産に区分される資産による経済事象であれば、新たに適切に表示する処理を定めるべきと考える。</p>	
22) 他の会計基準を適用することが可能	<p>本公開草案第32項に関して、同意しかねる。資金決済法上に該当する仮想通貨で、他の会計基準を適用することが可能なものについては、他の会計基準を適用すべきと考える。</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
な場合は、他の会計基準を適用すべきである。	本公開草案第24項への指摘のとおり、資金決済法の条文をそのまま適用できる仮想通貨と、取引の実態に即して実質的に判断された結果、資金決済法上の規定の対象となる仮想通貨の2者が混同されている可能性があるという指摘する。	
23) 仮想通貨それ自体の性質が資産性を持つのか持たないのかという点から議論を始めるべきである。	本公開草案第37項に関して同意しかねる。 本来的には、仮想通貨それ自体の性質が資産性を持つのか持たないのかという点から議論を始め、その性質にあった会計処理を適用させるべきであり、そのような性質を無視して市場価格を適用するというのは拙速な発想ではないかと懸念している。	
24) 仮想通貨の売買が通常の売買取引と異なる場合には、我が国の会計基準における「市場」とは明確に区分すべき。	本公開草案第44項に関して、同意するが、先に指摘した通り、仮想通貨の売買が、本当に売買行為かどうかの検討が十分でない可能性があることを懸念している。検討の結果、一般に認識されている仮想通貨の売買が、実は法律上または会計上の売買ではなかった場合、我が国の会計基準における「市場」とは明確に区分すべきと思われる。 市場としての機能の充分性は、規制当局等、企業外部の者から何らかの形で検証された結果から判断されることとなると思われる。	
25) 活発な市	本公開草案第46項に関して、同意しかねる。システムの安定性と、取引量で判断する	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
場が存在するかどうかについて、十分な数量と頻度以外の要素も考慮すべきである。	方針に概ね納得はいくが、取引に対する要件として、十分な数量と頻度のみとすると、多額の資金を有す一部の参加者の間で自動売買を行うだけで成立してしまうこととなる。当該状況を活発な市場とする場合、一部の参加者だけで取引価格が定められてしまうという点で、活発な市場といえないのではないかと考えられる。また、個々の仮想通貨の実態に応じた判断が必要とされていないようにも読み取ることが可能と思われるが、参加者数等、他の要素も本公開草案第8項に含めるべきではないかと思われる。	
26) 売買の合意が成立した時点で、仮想通貨に係る売却損益を確定させるべきではない。	本公開草案第52項に関して、同意しかねる。合意が成立した時点で売却損益が確定する場合は、仮想通貨取引外の契約が生じた結果として、金融資産ないし金融負債が発生したと見るべきといえる。保守的に考えるなら、仮想通貨の移転が不可逆的に確定するまで、売却額を確定させるあるいは収益額を確定させるべきではない。	
27) 仮に今後仮想通貨のベンチマークとして認められる価格情報が開発される場合、当該価格情報を時価として期末評価に	<p>仮に複数の仮想通貨取引所が提示する価格を一定の算式によって加重平均する等して得られる価格情報(基準となる指標)がある場合、当該価格情報は仮想通貨の「時価」をより適切に反映したものになる可能性が高いと考えられる。</p> <p>仮に仮想通貨のベンチマークとして認められる価格情報が今後開発される場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができるようにするよう検討を進める旨を「結論の背景」において記載することを提案する。</p> <p>なお、検討の結果、本実務対応報告の見直しを行う場合、本公開草案第10項に、「一定のデュー・プロセスを経て作成され、広く認められている基準となる指標がある場合、当該価格情報を時価として期末評価に用いることができる」旨について追記することが考</p>	

論点の項目	コメントの概要	コメントへの対応(案)
用いることができるようにすべきである。	えられる。	

以上

DRAFT